

市町村と協定を締結、道路・橋梁メンテナンスの発注を一元化

分野 土木

業務形態 協働

対象となる職種 土木

●事業の目的と概要

<目的>

市町村が管理する橋梁の点検・診断について、市町村の業務低減と精度の均一化を目的として建設技術センターが地域一括発注を行う。

<概要>

地域一括発注の希望を県がとりまとめ、建設技術センターが実施する。

●具体的な支援内容

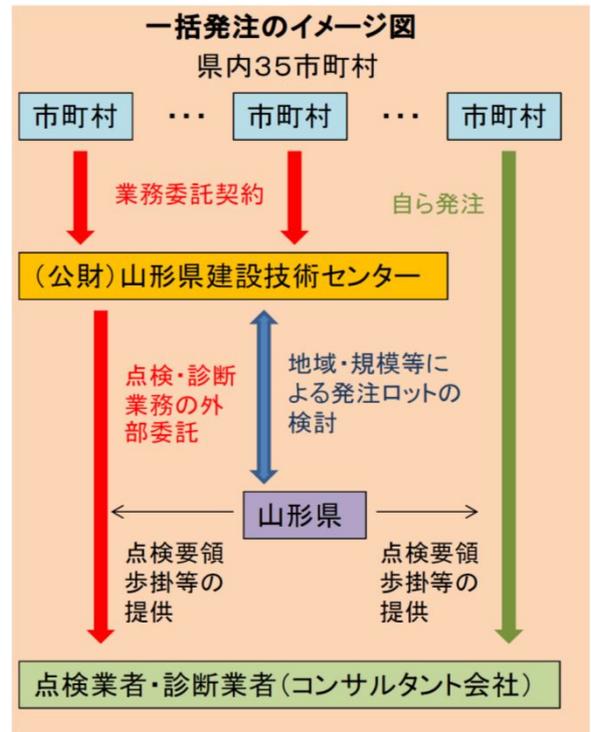
○点検診断業務の地域一括発注【(公財)建設技術センターで実施】

・目的 事務手続き等の低減 点検・診断精度の均一化

●活用事例

<地域一括発注活用市町村数>

年度	点検実施市町村数	内一括発注活用数
平成28年度	32	24
平成29年度	21	18
平成30年度	15	13



●活用の手続き

例年、2月頃に県が各市町村に対し次年度の一括発注希望を調査し、取りまとめます。この調査で希望”有”とした市町村に対し、建設技術センターから連絡し、具体的な契約について調整・実施します。

●担当課(問い合わせ先)

県土整備部 道路保全課 TEL023-630-2608

関係資料の作成支援や技術相談・助言

分野 土木

業務形態 協働

対象となる職種 土木・建築

●事業の目的と概要

<目的>

県内の社会資本整備の健全な発展及び維持を支援する。

<概要>

「公共工事の品質確保の促進に関する法律」に位置づけされた総合評価方式入札の導入及び運用の支援を行う。また社会資本の整備及び老朽化に対して適正な対処法を助言する。

●具体的な支援内容

①総合評価落札方式導入支援

総合評価方式落札方式の導入・拡充等の入札契約制度の改善に向けた具体的な検討や、既に導入済みの入札契約制度等の改善を行う市町村に対し、関係資料の作成・助言等を実施する。

②技術相談・助言

- ・社会資本の施設計画を策定する際、技術的な相談に対応する。
- ・社会資本の老朽化対策全般について東北大学インフラマネジメント研究センターと連携して支援する。
- ・総合評価落札方式による入札執行前に、学識経験者が審査し公共工事の品質確保に関して意見を具申する。

●活用事例

①総合評価落札方式導入支援の実績

平成28年度に尾花沢市へ導入支援要綱策定後、庁舎建築工事を本方式による入札を実施した(1件)

それ以前は、

平成22年度 東根市

平成21年度 村山市、上山市、飯豊町

平成20年度 大石田町

②技術相談・助言の実績 (全31件)

平成30年度

・技術的相談(件)

設計計画に関するもの 6件

設計積算に関するもの 23件

技術研修に関するもの 2件

・総合評価落札方式入札前の助言(8件)

県関係 5件 市町村関係 3件



●活用の手続き

公益財団法人山形県建設技術センター(地域支援部 ☎023-664-1333)

① URL: <http://y-ctc.jp/engineering/bid/index.html>

② URL: <http://y-ctc.jp/technology/advice/index.html>

●担当課(問い合わせ先)

県土整備部 建設企画課 TEL023-630-2653

県技術職OB(認定者)の被災市町村への派遣

分野 土木

業務
形態

職員派遣

対象となる職種 土木

●事業の目的と概要

<目的>

公共土木施設が被災した際、市町村の行う災害復旧活動の支援する体制を構築する。

<概要>

被災市町村等を支援出来るように、「災害復旧支援エンジニア」に対する講習会や、市町村の災害復旧事業担当者へ制度の説明を実施する。

●具体的な支援内容

豪雨等で被災した市町村に対して専門技術者(県職員OB)を被災地に派遣し、現地調査や災害復旧事業申請について技術面から支援を実施する。

山形県と公益財団法人山形県建設技術センターが連携して被災市町村等を支援するため「技術職OBによる災害支援に関する協定」を平成25年に締結し、山形県建設技術センターを事務局とした災害復旧初期支援体制を構築している。

平成30年4月現在23名が「災害復旧支援エンジニア」として登録している。

①「災害復旧支援エンジニア」講習会

山形県建設技術センターで5月に開催する「災害復旧支援エンジニア」登録証交付式において講習会を災害復旧支援エンジニア(県技術職OB)に対し実施し、最新の災害復旧制度を説明することで機動的な支援が可能となるよう研修する。

②市町村への情報提供

「災害復旧事業担当職員研修会」において市町村担当者へ制度説明をおこない、制度の周知、活用を促す。

●活用事例

<県技術職OBの被災市町村への派遣状況>

平成30年度

「災害復旧支援エンジニア」講習会

(5月25日(金)開催、災害復旧支援エンジニア16名参加)

○8月豪雨に対する派遣

市町村担当者へ「災害復旧支援エンジニア制度」についてメールと電話で周知(8月6日(月))

1. 尾花沢市

(8月20日(月)、災害復旧支援エンジニア3名)

「市道 寺山橋」※下写真

2. 庄内町

(9月3日(月)、災害復旧支援エンジニア3名)

「普通河川 番代沢川」



●活用の手続き

砂防・災害対策課へ連絡いただければ、公益財団法人山形県建設技術センター等と調整します。

●担当課(問い合わせ先)

県土整備部 砂防・災害対策課 TEL023-630-2614

環境エネルギー部 危機管理・くらし安心局 危機管理課・公益財団法人山形県建設技術センター

「北海道・東北ブロック下水道災害時支援に関するルール」に基づく被災自治体への支援調整

分野 土木

業務
形態

職員派遣

対象となる職種 土木

●事業の目的と概要

<目的>

大規模地震により、被災自治体独自では対応できない下水道被害が発生した場合、北海道・東北ブロックの自治体で相互支援を迅速かつ円滑に遂行する。

<概要>

各自治体が所有している資器材調査を行った上で年2回情報伝達訓練を実施し、災害発生時における情報伝達ルート、連絡系統の確認をしている。また、年1回下水道災害時支援連絡会議を開催し、平素からの連絡、情報交換を行っている。

●具体的な支援内容

県内で、①震度6弱以上の地震が発生した場合 ②震度5強以下の地震またはその他の災害が発生し、下水道施設が被災した自治体から支援要請を受けた場合に、下水道対策本部(本部長は下水道課長)を設置する。



下水道対策本部は、①被災状況及び支援要請のとりまとめ ②関係方面への被災状況の情報提供 ③ブロック内被災自治体への支援調整 ④広域支援が必要な場合、被災したブロック以外のブロックへの支援調整の業務を行う。



被災した以外の道県は、下水道対策本部から支援活動可能体制の調査依頼があった場合、管内市町村のとりまとめ報告を行い、下水道対策本部からの支援体制調整結果を市町村に連絡する。



支援体制調整結果の連絡を受け応援する県・市町村は、被災した自治体と災害対策基本法第67条、第68条または第74条に基づく合意をした上で、被災した自治体に応援を行う。

●活用事例

〈下水道災害時支援連絡会議の開催状況〉

平成30年度

- ・資器材調査および情報伝達訓練(4月)
- ・北海道・東北ブロック下水道災害時支援連絡会議(7月北海道) ※下写真
- ・情報伝達訓練(9月→延期)



●活用の手続き

震度6弱以上の地震が発生した場合、または震度5強以下の地震発生などにより下水道施設が被災し支援要請が必要と判断した場合は、下記担当までご連絡下さい。

●担当課(問い合わせ先)

県土整備部 下水道課 TEL023-630-2757